

滝川都市計画ガス供給施設の決定について  
(滝川市決定)

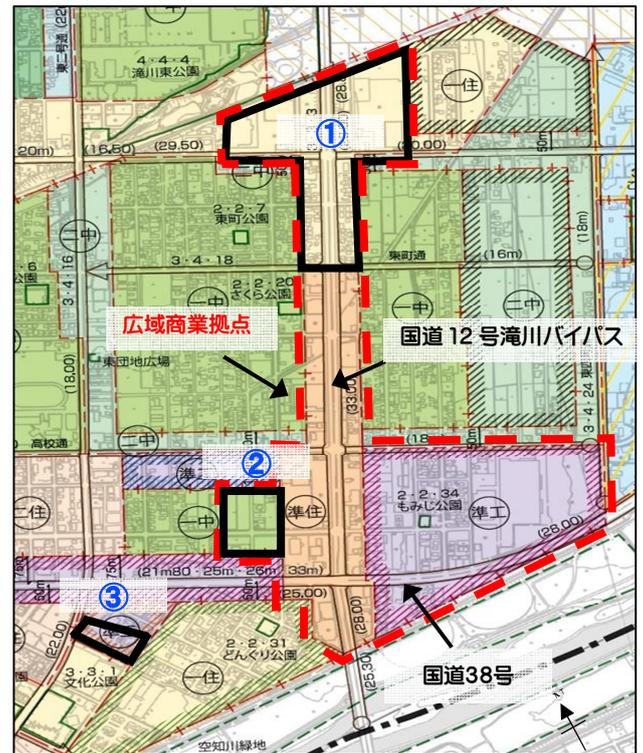
滝川都市計画用途地域等の変更について  
(滝川市決定)

## 説明資料

# 1 変更概要

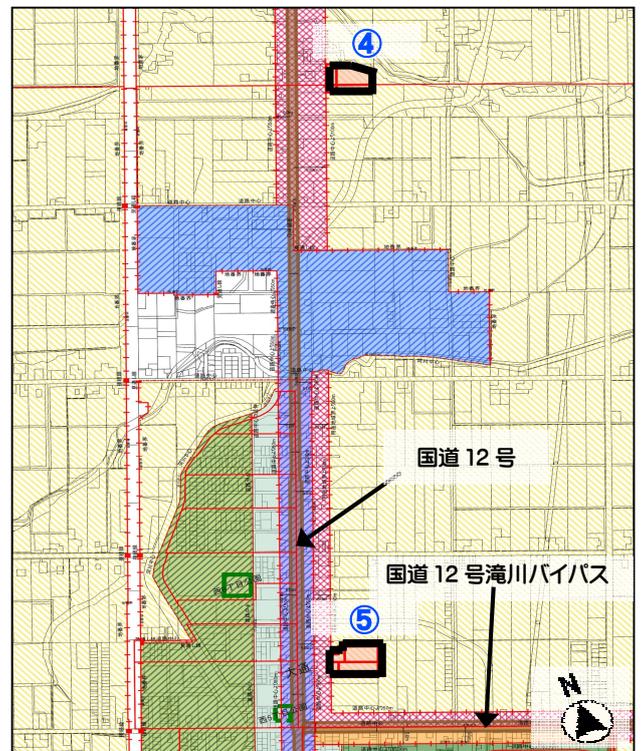
- ① 用途地域の変更  
…中空知の暮らしを支え、生活利便性の向上を図るため、第一種住居地域から準住居地域へ変更
- ② 用途地域の変更  
…中空知の暮らしを支え、生活利便性の向上を図るため、第一種中高層住居専用地域を準住居地域へ変更
- ③ 都市施設の決定及び用途地域の変更  
…公益性の高いガス供給施設を都市施設として都市計画決定  
都市施設として決定した箇所を、安定したガス供給を目指すため、準工業地域から工業地域へ変更

【変更箇所図(用途地域)】



- ④ 特定用途制限地域の変更  
…宅地化等がされている遊休地を、既存の主要幹線沿道地区と一体的な整備を図るため、農村環境保全地区から主要幹線沿道地区へ変更
- ⑤ 特定用途制限地域の変更  
…宅地化等がされている遊休地を、既存の主要幹線沿道地区と一体的な整備を図るため、農村環境保全地区から主要幹線沿道地区へ変更

【変更箇所図(特定用途制限地域)】



## 2. 計画決定及び変更の経過（前回審議会以降）

- R6. 7. 23      **令和6年度第1回滝川市都市計画審議会**
  - ・滝川市都市計画決定及び変更に係る予備審査
- R6. 9. 2～    **パブリックコメント（R6. 9. 17 終了）**
  - ・滝川都市計画決定及び変更（素案）について意見募集
- R6. 9. 2～    **土地所有者等への説明（R6. 9. 17 終了）**
  - ・滝川都市計画決定及び変更（素案）について意見募集
- R5. 9. 27～   **北海道事前協議（R6. 11. 6 終了）**
- R6. 11. 18～ **公告及び案の縦覧（R6. 12. 2 終了）**
  - ・滝川都市計画決定及び変更（原案）について意見募集
- R7. 1. 28     **令和6年度第2回滝川市都市計画審議会（本日）**

### ○パブリックコメント及び土地所有者等への説明について

#### ■パブリックコメント

- ・実施場所：市役所内3箇所、江部乙支所、東滝川転作研修センター 計5箇所  
市公式ホームページ
- ・意見：なし

#### ■土地所有者等説明

- ・実施内容：都市計画変更の内容がわかる資料の送付
- ・意見：なし

### ○北海道事前協議

- ・誤字脱字・細かな表現の修正  
※修正内容については3ページ目以降に新旧対照表で記載
- ・意見：なし

### ○公告及び案の縦覧

- ・実施場所：市役所4階都市計画課窓口にて縦覧
- ・意見：なし

## 3. 今後のスケジュール

- ・2月上旬 北海道知事協議（2週間程度）
- ・3月上旬 変更告示

■主な修正箇所

旧（用途地域変更理由書）	新（用途地域変更理由書）
<p style="text-align: center;">都市計画変更の理由書</p> <p>1. 案件名 滝川都市計画用途地域の変更（滝川市決定）</p> <p>2. 都市計画決定経過 本市における用途地域の指定については、昭和 33 年に 909.1ha が当初決定され、その後、人口増加等による市街地の拡大を踏まえた拡大変更を行い、平成 25 年及び令和元年に平成 22 年に改定した滝川市都市計画マスタープランにおいて位置づけられた土地利用方針に基づく変更を行い、現在 1,627.0ha の指定となっている。</p> <p>3. 都市計画変更の目的 本市では、令和 5 年度に滝川市都市計画マスタープランの改定を行い、広域の交流を支える拠点・ネットワークを形成すべく、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを目指すこととなっている。 そこで、人口減少下においても生活利便性を確保し、高齢化の進行に対応した安全・安心の住みよい生活環境を確保するため、マスタープランの土地利用方針を踏まえた用途地域の変更を行う。 また、近年全国各地で大規模な地震が発生するなど自然災害の危険性が高まっていることを踏まえ、新たにガス供給施設を都市施設として決定し、用途地域の変更を行う。</p> <p>4. 都市計画変更の内容 広域商業拠点 1 及び 2 の地区については、第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域の指定となっているが、主要幹線街路周辺の交通利便性の高い地域であり、主要幹線街路沿道の既存の準住居地域と併せて生活利便性の向上を図るため、準住居地域に変更する。 また、その他（ガス供給施設）の地区については、準工業地域の指定となっているが、避難所となる公共施設などに、エネルギー供給を行う公益性の高い施設が立地しており、この施設を都市施設に決定することに併せて工業地域に変更する。</p>	<p style="text-align: center;">都市計画変更の理由書</p> <p>1. 案件名 滝川都市計画用途地域の変更（滝川市決定）</p> <p>2. 都市計画決定経過 本市における用途地域の指定については、昭和 33 年に 909.1ha が当初決定され、その後、人口増加等による市街地の拡大を踏まえた拡大変更を行い、平成 25 年及び令和元年に平成 22 年に改定した滝川市都市計画マスタープランにおいて位置づけられた土地利用方針に基づく変更を行い、現在 1,627.0ha の指定となっている。</p> <p>3. 都市計画変更の目的 本市では、令和 5 年度に滝川市都市計画マスタープランの改定を行い、広域の交流を支える拠点・ネットワークを形成すべく、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを目指すこととなっている。 そこで、人口減少下においても生活利便性を確保し、高齢化の進行に対応した安全・安心の住みよい生活環境を確保するため、マスタープランの土地利用方針を踏まえた用途地域の変更を行う。 また、近年全国各地で大規模な地震が発生するなど自然災害の危険性が高まっております、有事の際により安定したガス供給を目指すため、既存のガス供給施設を新たに都市施設として決定し、用途地域の変更を行う。</p> <p>4. 都市計画変更の内容 広域商業拠点に位置づけられた 1 及び 2 の地区については、第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域の指定となっているが、主要幹線街路周辺の交通利便性の高い地域であり、主要幹線街路沿道の既存の準住居地域と併せて生活利便性の向上を図るため、準住居地域に変更する。 また、その他（ガス供給施設）の地区については、準工業地域の指定となっているが、避難所となる公共施設などに、エネルギー供給を行う公益性の高い施設が立地しており、さらなる機能付加のため、この施設を都市施設に決定することに併せて工業地域に変更する。</p>

旧（都市施設変更理由書）	新（都市施設変更理由書）
<p style="text-align: center;">都市計画変更の理由書</p> <p>1. 案件名 滝川都市計画ガス供給施設の決定（滝川市決定）</p> <p>2. 都市計画決定の目的 避難所となる公共施設へのガス供給を行うなど、公益性の高い施設であることから都市施設として決定する。</p> <p>3. 都市計画決定の内容 滝川都市計画ガス供給施設に、「新町3丁目ガス供給施設」を決定する。</p>	<p style="text-align: center;">都市計画変更の理由書</p> <p>1. 案件名 滝川都市計画ガス供給施設の決定（滝川市決定）</p> <p>2. 都市計画決定の目的 避難所となる公共施設へのガス供給を行うなど、公益性の高い施設であり、<b>更なる機能付加を予定していることから</b>、都市施設として決定する。</p> <p>3. 都市計画決定の内容 滝川都市計画ガス供給施設に、「新町3丁目ガス供給施設」を決定する。</p>